

新潟市人権教育・啓発推進計画の改訂について（概要）

1 計画改訂の方向性

前回改訂（令和2年3月）

人権に関する新たな法整備（女性活躍推進法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）や、市民の関心が高まっている新たな人権課題（性的マイノリティに対する偏見や差別など）などを踏まえ、全面的な見直しを実施。

今回改訂の方向性

前回全面改訂を行ったため、基本的な構成は変更せず、新たな人権課題の追加等の改訂を行う。

2 改訂の主な修正点

第5章 分野別人権施策の推進

「犯罪被害者等の人権に関する問題について」及び「インターネットをめぐる人権について」を追加

3 改訂までのスケジュール

R6. 10. 16 第2回委員会

R6. 11. 19 第3回委員会（計画修正案）

R6. 12 1 2月議会 協議会報告

パブリックコメント

R7. 2 第4回委員会（パブリックコメントを受けた最終案）

R7. 3 2月議会 協議会報告

計画改訂版 完成